

2005年11月14日
(平成17年)

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 横山弘美

可燃ごみ・不燃ごみ・大型ごみ及び資源ごみの収集計画の策定及び収集業務に係るごみ集積場所の設置申請に係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略について並びに目的外に利用すること及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略について（答申）

2005年11月4日付けで諮問（第162号）された可燃ごみ・不燃ごみ・大型ごみ及び資源ごみの収集計画の策定及び収集業務に係る集積場所の設置申請に係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略について並びに目的外に利用すること及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。)第10条第2項第5号の規定による本人以外のものから収集する必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第1項第4号の規定による目的外に利用する必要性があると認められる。
- (3) 条例第10条第5項及び第12条第5項の規定により本人に通知しないことは、3審議会の判断理由の(3)に述べたところにより認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事業の実施に当たり必要な個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び目的外に利用する必要性並びに本人に通知しないことの合理的理由は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

本市では、平成4年10月から4分別収集を開始し、平成11年度からは全市域でのペットボトル容器の別途収集、平成14年10月からはプラスチック製容器包装の収集を開始し、積極的なごみの減量化に努めているところである。

しかし、新たな最終処分場の確保が困難な状況であることから、現在の最終処分場の延命が緊急的課題となっており、さらなるごみの減量化が求められることから、本市では藤沢市廃棄物減量推進審議会に2004年11月10日付けで「ごみ処理有料化の導入について」諮問し、2005年11月に同審議会からの答申を得て、可燃ごみ・不燃ごみの有料化とあわせて戸別収集を実施する方向で、平成17年4月から湘南台地区の一部をモデル地区に指定し、可燃ごみ・不燃ごみの戸別収集を開始した。さらに平成18年4月からは新たに湘南大庭地区・明治地区・善行地区・湘南台地区・六会地区の一部をモデル地区として戸別収集を実施する予定である。

(2) 本人以外のものから個人情報収集する必要性について

平成18年4月から可燃ごみ・不燃ごみの戸別収集モデル地区を拡大し実施する予定であり、実施するに当たってはアパート等の集合住宅・雑居ビル等のごみの集積場所を指定し、届出をしてもらう必要が出てくる。

そのためには、ごみの集積場所が指定されていない集合住宅等の土地所有者及び建物所有者の氏名及び住所を把握する必要があり、当該情報は環境事業センターでは把握していないことから、集合住宅等の住民が可燃ごみ・不燃ごみを持ち出せないことにもなり、本業務の執行上著しい支障が生じることから本人以外のものから個人情報を収集する必要性がある。

ア 収集する個人情報

集積場所のない集合住宅等の土地所有者及び建物所有者の氏名及び住所

平成18年度モデル地区内で対象約1,200件

(3) 目的外に利用する必要性について

本業務の実施に当たっては、アパート・雑居ビル等の集合住宅のごみ集積場所を特定し確保することは不可欠であり、対象が平成18年度モデル地区内で約1,200件と多数であり、資産税課からごみ集積場所が指定されていない集合住宅等の土地所有者及び建物所有者の個人情報を収集する以外に他の方法がないことから、目的外に利用する必要がある。

ア 目的外に利用させる課及び提供する方法

目的外に利用させる課 資産税課

平成18年度モデル地区内のごみ集積場所が未届出の集合住宅等を環境事業センターで調査し、その土地・建物リスト(約1,200件)を資産税課に提出し、当該リストに基づき資産税課から土地所有者及び建物所有者の氏名

・住所を紙ベースで環境事業センターに提供するもの。

(4) 本人通知の省略について

本業務の目的は、可燃ごみ・不燃ごみを従来の共同の集積場所（ステーション）方式から戸別収集方式に変更し、ごみの排出量の削減と市民の利便性の向上を図るものであり、本人に通知しないことが不利益となるものではなく、対象が約1,200件の集合住宅等で対象者が多数となり、通知することにより費用負担及び事務量が過分となることから、本人通知を省略する合理的理由があると判断し、省略するものである。

しかし、自己情報のコントロール権を保障する必要から、事前に広報紙にモデル地区での可燃ごみ・不燃ごみの戸別収集の開始に伴い、集合住宅等のごみ集積場所を確保する必要から、土地所有者及び建物所有者の個人情報をも本人以外から収集し、目的外に利用することについて掲載し、周知を図ることにより本人通知を省略したい。

(5) 全市個別収集について

可燃ごみ・不燃ごみの戸別収集の実施については、平成18年6月議会において「藤沢市廃棄物の減量化・資源化及び適正処理等に関する条例」の改正を予定し、条例改正後の平成19年4月から全市域において可燃ごみ・不燃ごみ・プラスチック製容器包装の戸別収集の実施を予定するものである。

全市戸別収集の実施に当たっては、アパート等の集合住宅の土地及び建物所有者の把握が必要であり、平成18年度モデル地区戸別収集の実施に伴う本諮問における諮問項目及び内容が同一であることから、あわせての諮問としたい。

なお、全市個別収集の実施に当たっては、来年6月予定の条例改正に伴う議会議決結果及び全市個別収集開始に伴うスケジュール等について、改めて当藤沢市個人情報保護制度運営審議会に報告するものである。

(6) 実施時期について

2005年12月1日以降を予定

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、以下(1)から(3)までの判断をするものである。

(1) 本人以外のものから収集する必要性について

ア 実施機関の説明によると、平成18年4月から可燃ごみ・不燃ごみの戸別収集について、モデル地区を拡大し実施する予定であり、実施に当たってはアパートや雑居ビル等の集合住宅のごみ集積場所の確保が不可欠であり、現在ごみ集積場所が届出されていない集合住宅等の土地所有者及び建物所有者の氏名及び住所を把握する必要があるとのことである。

イ 実施機関は、ごみ集積場所の届出がなされていない集合住宅等の土地及び建物所有者の情報を直接現地で調査確認し、それでもなおかつ把握できない場合に限っては、本人から収集できないことにより集合住宅等の入居者が可燃ごみ・不燃ごみを持ち出せないことになるため、事務の執行に著しい支障が生じるおそれがあることから、本人以外のものから収集する必要性が認められる。

(2) 目的外に利用する必要性について

ア 実施機関の説明によると、平成18年度から予定する可燃ごみ・不燃ごみ戸別収集のモデル地区の拡大に伴い、ごみ集積場所が指定されていない集合住宅は約1,200件とのことである。

イ 実施機関は、ごみ集積場所の届出がなされていない集合住宅等の土地及び建物所有者の情報を直接現地で調査確認し、それでも把握できない場合に限っては、対象となる集合住宅等の戸数が1,200件と多数であり、当該集合住宅等の土地及び建物所有者の情報を資産税課から収集することが合理的であることから目的外に利用する必要性が認められる。

(3) 本人以外のものから収集すること及び目的外に利用することに伴う本人へ通知しないことの合理的理由について

ア 実施機関の説明によると、本業務の目的は可燃ごみ・不燃ごみの収集を戸別収集に変更し、住民の利便性の向上を図るものであり、本人に通知しないことが不利益となるものではなく、また対象が多数であるため通知することにより費用負担及び事務量が過分となることから本人通知を省略したいとのことであった。

イ しかし、実施機関は自己情報のコントロール権を保障する必要から、事前に広報紙等により集合住宅等のごみ集積場所の確保に伴う本人以外のものから所有者の個人情報を収集すること及び目的外に利用することについて周知を図ることにより、本人への通知を省略したいとの説明であった。

ウ 本人へ通知しないことが本人の不利益となるものではなく、また対象が多数であるため通知に要する費用や事務量が過分となるとの説明であるが、条例の原則に照らせば本人への通知を省略する合理的理由に乏しいものと思料される。

よって、自己情報のコントロール権を保障する必要から、実施機関が何らかの方法で必ず周知することを求めたうえで承認するものである。

